

## 不利益処分

処分名	庁舎への立入り禁止及び許可の取消し，退去命令
根拠法令	奄美市庁舎管理規則第8・9条
所管課	財政課

### 1 処分の内容

庁舎の秩序の維持又は災害の防止のため必要があると認めたときは，その行為を禁止し，又は庁舎等から退去することを命じ，若しくはその物件の撤去若しくは庁舎等から搬出することを命ずる。

### 2 処分の要件

庁舎における行為について許可を受けた人又は団体で次のいずれかに該当する者

ア 奄美市庁舎管理規則の規定に違反する行為をし，若しくはしようとしている者又は許可の条件に違反する行為をし，若しくはしようとしている者

イ 銃器，爆発物その他の危険物を庁舎等に持ち込もうとしている者

ウ 精神錯乱，泥酔等により他人に迷惑をかけ，又はそのおそれがある者

エ 旗，のぼり，プラカード等を庁舎等で所持し，又は持ち込もうとしている者

オ 庁舎等において，放歌，高唱し，又は通行の妨害となるような行為をし，若しくはしようとしている者

カ 暴行，脅迫行為等により庁内の秩序を乱し，又はそのおそれのある者

キ 職員に面会を強要する者

ク 前各号に掲げるもののほか，庁内の秩序の維持又は災害の防止に支障を来すような行為をし，若しくはしようとしている者